

桑野社労士 & FP 事務所だより

平成 29 年 3 月 10 日

第 84 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail kuwano@cosmos.ocn.ne.jp HP www.kuwano.biz

資格期間が 10 年以上で年金を受けとれます

請求書の郵送が 2 月下旬から始まっています

受給資格期間が 25 年から 10 年に

これまで、老齢年金が受給できる資格期間は 25 年（300 か月）以上でしたが、平成 29 年 8 月 1 日から必要な期間は 10 年に短縮されます。

この期間短縮によって老齢年金が受給できる方は、約 64 万人になると厚生労働省は見込んでいます。したがって、この請求する方々で、年金事務所の窓口が非常に混雑することが予想され、下表のように年金請求書の郵送が開始されています。

送付時期	年金請求書が郵送される方
2 月下旬～3 月下旬	T15.4.2 ～ S17.4.1 生まれ
3 月下旬～4 月下旬	S17.4.2 ～ S23.4.1 生まれ
4 月下旬～5 月下旬	S23.4.2 ～ S26.7.1 生まれ
5 月下旬～6 月下旬	S26.7.2～S30.10.1 生まれ【女性】 S26.7.2～S30.8.1 生まれ【男性】
6 月下旬～7 月下旬	S30.10.2～S32.8.1 生まれ【女性】 T15.4.1 以前生まれ

受給資格期間とは？

受給資格期間とは、次の期間をいいます。

1. 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
2. サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）
3. 「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間（年金額の算定には反映しませんが、必要な期間に含むことができる期間）

①昭和 61 年 3 月以前に、サラリーマンの配偶者だった期間

②平成 3 年 3 月以前に、学生だった期間

③海外に住んでいた期間

④脱退手当金の支給対象期間(S36.4～S61.3)

⑤帰化・永住許可者の在日期間(S36.4～S56.12)

※ このカラ期間を含めて 10 年以上になる方は、日本年金機構から年金請求書は送られてこない可能性があります。

60 歳以上の方も年金に任意加入できます

資格期間が 10 年に満たない方で、次に該当する方は、最長 70 歳まで国民年金に任意加入でき、資格期間を増やすことができます。また、受給資格を満たしていても、65 歳まで任意加入して、年金額を増やすことができます。

①日本国内に住所を有する 70 歳未満の方

②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方

③20 歳以上 60 歳未満

での保険料納付期間が 480 月未満の方

④現在、厚生年金保険に加入していない方



予約をして早めに請求を！

年金請求書が来た場合は、平成 29 年 8 月 1 日を待たずに請求が可能です。年金事務所は、窓口でスムーズに受付をするため、次の電話番号の「年金ダイヤル」に予約を呼び掛けている。

0570-05-1165

（裏面に続く）

労働基準法 2

使用者・管理監督者とは

使用者とは、①事業主、②事業の経営担当者(法人の代表者、役員等)、③労働者に関する事項について事業主のために行為をする全ての者(労働条件の決定、業務命令の発出、具体的な指揮監督等を行う者)をいいます(法第10条)。ただし、上司の命令の伝達者にすぎない場合は、使用者にはなりません。

また、管理監督者は、次のような判断基準があります(S63.3.14 基発第150号)。

1. 経営者と一体的な立場と呼ぶにふさわしい重要な職務内容、責任となっており、それに見合う権限の付与が行われているか → 役職の名称にかかわらず、実態として相応しい責任や権限が与えられている必要がある。
2. 重要な職務と責任を有していることから、現実の勤務が実労働時間の規制になじまないようなものとなっているか → 何時から何時まで必ず在社する必要があるというような、本人の裁量の余地がない場合は認められない。
3. 具体的な処遇において、①定期給与である基本給、役職手当等においてその地位にふさわしい待遇がなされているか、②ボーナス等の一時金の支給率その算定基礎賃金等についても、役付者以外の一般労働者に比べ、優遇措置が講じられているか → 少なくとも、残業代以上の役職手当等、その地位にふさわしい待遇がなされている。
4. スタッフ職の場合、経営



上の重要な事項に関する企画立案等の部門に配置され、ラインの管理監督者と同格以上に位置付けられる等、相当の処遇を受けているか。

このような実態があって、始めて管理監督者であり、次のような特例が認められます。

1. 残業代・休日手当を支払わなくてもよい。ただし、深夜手当は除外されず、支払う必要がある。
2. 労働時間を把握する必要がない。
3. 休憩・休日も、本人の裁量で取らせる。

日本マクドナルド事件では、店長以上の職位の従業員が、管理監督者(法第41条第2号)として扱われ、法定労働時間(法第32条)を超える時間外労働について割増賃金(法第37条)が支払われておらず、その未払いの割増賃金の支払いを求めて訴えを提起しました。東京地方裁判所において、これらの判断基準をめぐって争われ、店長の①職務内容、権限及び責任、②労働時間等の規制になじむか、③管理監督者に相応しい待遇等の諸点から、管理監督者には該当しないとの判断がなされました(東京地裁判決H20.1.28)。

(次号に続く)

事務所からひとこと



2月19日に、社労士の仲間と「長浜盆梅展と黒壁スクエア散策」に行ってきました。

長浜盆梅展は、滋賀県長浜市の慶雲館で毎年この時期に開かれる梅の盆栽展。パンフレットによれば、昭和26年に長浜北部に住む故高山七蔵さんが、約40鉢の盆梅を長浜市に寄贈し、その翌年から開催され、今年で66回目とのこと。盆梅の数は約300鉢で、樹齢100年を超えるものもあるとのこと。その数、盆梅の大きさ、そして香りと生命力がみなぎり、見る者にパワーを与えてくれます。各地で盆梅展が開催されますが、まさに日本一だと思いました。

この日はこの他に、琵琶湖畔に建つ豊臣秀吉の出世城「長浜城歴史博物館」、明治時代の旧長浜駅舎やD51形蒸気機関車の展示をしている「長浜鉄道スクエア」、狩野派による障壁画・襖絵や名称庭園が見どころの「大通寺」、ヤンマーの歴史や創業者の山岡孫吉の足跡、数々の展示や体験型施設がある「ヤンマーミュージアム」を見て回りました。

雪が一休みした時期で、穏やかで楽しい一日を過ごしました。